



9月27日に行われた自民党総裁選挙は、1回目の投票でいずれの候補者も過半数に届かず、決選投票の結果、石破元幹事長が215票、高市経済安全保

障担当大臣が194票で、石破氏が1回目でも1位になった高市氏を逆転し、第28代自民党総裁に選出された。第214回臨時国会は会期末を迎え、衆議院は10月9日の本会議で解散し、政府はたまたま臨時閣議を行い、10月15日公示、同27日投開票で衆議院議員選挙を行う日程を決定した。選挙の争点は「政治とカネの問題」「物価高を含む経済対策」などあるが、私たちは憲法を順守し平和な社会をつくること、職場の課題を政策まで高め実現できる体制をつくり出すために、JTSU議員懇談会議員の推薦4名と支持・応援するすべての議員の必勝を実現しなければならぬ。政治に無関心でも無関係ではない。投票を兼ねることなく、多くの仲間や家族、友人に呼び掛け、自分たちの意志を示していこう。

9月10日、JR東日本は9月20日に公表した。JR東日本は9月20日に2011年頃から2017年3月にかけて、圧力が社内規定より上回っていた輪軸が46本、下回っていたものは4,842本あったと発表した。上回っていたものは取り換え、下回っていたものは安全を確認した上で使用を続けて、車両の定期検査時に順次交換し、発表時点で76本が残っていると公表した。10月8日、喜勢社長の定例記者会見では、同社やグループ会社が過去に列車の輪軸組み立て作業で不正をしていたことに関し「品質

管理の徹底という点で鉄道のプロフェッショナルとして過信があった。多くのお客さまに「迷惑をおかけした」と謝罪した。データ改ざんは2017年3月に社内内で判明していた事実があり、現場からの「おかしいのではないか」という声に耳を傾け、この時点でデータ改ざんの事実を公表し他の鉄道会社にも情報が共有されていった。コストダウン・利益優先を第一とする経営姿勢を改め、現場からの声を汲み取れる組織体制を構築することが大きな課題として浮かび上がった。

安全で平和な社会の実現!

あらゆる不正と事故・事象から目を逸らさず、労働組合の

責務を全うし「人に優しい鉄道の実現」を目指そう!

9月19日、東北新幹線古川・仙台間を走行中のはやぶさ・こまち6号で「列車分離」が発生し、この影響で東北新幹線は約5時間に渡って運転を見合わせ、約4万5,000人の利用者に影響を及ぼす事態となった。JR東日本の新幹線で初めて発生した「列車分離」は現場で初め私たちに大きな衝撃を与えた。「列車分離」の原因は連結部分を外すための非常用のスイッチ周辺などで、数ミリの金属片が多数見つかり、金属片がスイッチの端子に接触したことで車両を分離させる機能が働かず、走行中に連結部分が外れたと公表した。また8月25日にも中央本線、大月駅で車両の連結面に異物が挟まり連結が適切に行われず「列車分離」した事象が発生しており、命を脅かす事象が立て続けに発生している。

この間のデータ改ざんや多くの事故・事象はこの数年に行ってきた組織再編や効率化による弊害がもたらした言わば必然である。経営陣の責任は明らかであるが、不正や繰り返し発生する事故・事象を防ぐためには、会社

にモノ申す労働組合として職場活動・日常生活を強化し組織強化・拡大を実現しなければならぬ。私たちは「人に優しい輸送サービス労働組」を言葉に「人に優しい鉄道の実現」をすべての仲間とめざそう!

この間のデータ改ざんや多くの事故・事象はこの数年に行ってきた組織再編や効率化による弊害がもたらした言わば必然である。経営陣の責任は明らかであるが、不正や繰り返し発生する事故・事象を防ぐためには、会社にモノ申す労働組合として職場活動・日常生活を強化し組織強化・拡大を実現しなければならぬ。私たちは「人に優しい輸送サービス労働組」を言葉に「人に優しい鉄道の実現」をすべての仲間とめざそう!

締結した協約 職場での正しい運用を



9月30日 立川運輸分会結成大会

協約違反の会議室の使用規制 職場のたたかいで風穴をあけた

9月30日に本部・本社間で締結した「労使間の取扱いに関する協約」では、会議室や掲示板的便宜供与についても定めています。ところが、立川統括センターでは協約の正しい運用がされず、会議室について12時から13時までは「貸さない」とことごとくされていました。職場では、協約が正しく運用されていないことから組合掲示板での情報宣伝活動や立川運転区・立川車掌区での意見交換や意思統一を行ってきました。そして、団体交渉で会社に指摘し、正しい運用を指導することを確認した結果、10月3日からは、会議室の使用規制を撤廃させる大きな成果に結びました。

事業場の定義を正し、安全・健康・協約を守る運用を

統括センターを一つの事業場とする考え方に疑義

本部は、申39号「労使間の取扱いに関する協約」の改訂に関する申し入れ(2024年5月17日提出・2024年9月24日全項終了) 団体交渉で、会社施策における組織再編により、複数の職場を一つの職場として統合する場合の事業場の考え方は、①事業・業務の内容 ②作業場所及び独立性を鑑みて取り扱うことを求めました。

しかし、会社は「現時点で問題は無い。各施策により社員一人ひとりの働き方は担当する主たる業務のみならず、企画業務や他系統の業務にも従事することができることから、従前の駅・区所によらず「統括センター」及び営業統括センターを一つの「事業場」として定めていくことが合理的である」と主張し、認識の一致が図れませんでした。そのため、中央本部は、9月30日に申9号「労働基準法令に基づく「事業場」の定義による運用を求める申し入れを提出しました。

「労働安全衛生法で定める事業場の定義

- ▼ 事業場とは一定の場所で相関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体をいう
- ▼ 同一場所にあるものは原則として一つの事業場として、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とする
- ▼ 同一の場所にあつたとしても、業種が異なる場合はその部門を別個の事業場として考える

労働基準法令を踏まえた場合、JR東日本では駅や乗務はそれぞれの業務内容は同一のものではなく、作業場所は独立した箇所による運営が行われていることから、事業場の定義に反している疑念があります。

統括センター化で複数箇所の駅・区所を統合し、社員数が1,000名を超える場合やエリア内の距離が100キロメートル以上離れている場合があるなど、業務の態様のみならず、作業場所も異なっています。しかし、事業場の定義を曖昧化することで、組合員・社員の安全と健康に係る管理体制は十分に機能せず、職場の実態に合わせた対策が適切に行われなくなるなど、問題の発生が容易に予想できることから、法令に基づく事業場の定義へ正すことをめざします。

「申9号申し入れ事項」

労働基準法令における「事業場」については、統括センター及び営業統括センターを一つの箇所とした運用に対し、事業(業務)の内容、作業場所並びに独立性に鑑みて取り扱うべきであることから従前の駅・区所等のそれぞれの作業場所を「事業場」とすること。

JTSU Elder

JR東日本輸送サービス労働組合

エルダー連絡会 第4回総会

◇とき◇ 2024年11月16日(土)

◇時間◇ 13時00分~16時30分 (開場12時30分)

◇会場◇ 北とびあ 第2研修室